○内閣府告示第百八十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第百八十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社新生銀行
二　住所　東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

○内閣府告示第百八十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社三井住友銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○内閣府告示第百八十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社静岡中央銀行
二　住所　静岡県沼津市大手町四丁目七十六番地

○内閣府告示第百八十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　スルガ銀行株式会社
二　住所　静岡県沼津市通横町二十三番地

○内閣府告示第百八十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社清水銀行
二　住所　静岡県静岡市清水区富士見町二番一号

○内閣府告示第百八十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社静岡銀行
二　住所　静岡県静岡市葵区呉服町一丁目十番地

○内閣府告示第百八十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　沼津信用金庫
二　住所　静岡県沼津市大手町五丁目六番十六号

○内閣府告示第百八十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　富士宮信用金庫
二　住所　静岡県富士宮市元城町三十一番十五号

○内閣府告示第百八十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　三島信用金庫
二　住所　静岡県三島市芝本町十二番三号

○内閣府告示第百九十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○内閣府告示第百九十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第百九十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　富士信用金庫
二　住所　静岡県富士市青島町二百十二番地

○内閣府告示第百九十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○総務省告示第二百四号

平成十一年総務庁告示第八十八号（租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の五第八項若しくは第十項第十一号又は第二十二条の七第八項若しくは第十項第十一号に規定する総務庁長官の行う証明に関する手続を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月四日

総務大臣　川端　達夫

第一項中「第十八条の五第三項若しくは第四項第三号、第二十二条の七第三項若しくは第四項第三号又は第二十二条の六十九第三項若しくは第四項第三号」を「第十八条の五第四項若しくは第五項第三号、第二十二条の七第四項若しくは第五項第三号又は第二十二条の六十九第四項若しくは第五項第三号」に改める。

別記様式中「第18条の5第3項若しくは第4項第3号、第22条の7第3項若しくは第4項第3号又は第22条の69第3項若しくは第4項若しくは第5項第3号、第22条の7第4項若しくは第5項第3号又は第22条の69第4項若しくは第5項第3号」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、平成二十四年三月三十一日から適用する。

2　この告示の施行の際現にされている改正前の平成十一年総務庁告示第八十八号の規定による申請は、改正後の平成十一年総務庁告示第八十八号の規定によりされた申請とみなす。